

第4回滝沢市農業委員会総会会議録

- 1 日時 平成29年10月20日 午前10時45分
- 2 場所 滝沢市役所 4階 中会議室
- 3 日程
 - 日程第 1 議事録署名人並びに書記の指名について
 - 日程第 2 会期の決定について
 - 日程第 3 業務報告について
 - 日程第 4 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 日程第 5 議案第 2号 農地利用集積計画の決定について
 - 日程第 6 議案第 3号 農地のあっせんについて
 - 日程第 7 議案第 4号 農地法の適用外証明に対する可否の決定について
 - 日程第 8 報告第 1号 第2回農政小委員会及び第2回農地小委員会報告について
 - 日程第 9 報告第 2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について
 - 日程第 10 報告第 3号 農地転用届出の確認事務報告について
 - 日程第 11 報告第 4号 農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について
- 4 出席委員

農業委員		推進委員
1番委員	鈴木 文雄	武田 明
2番委員	西村 秋良	金崎 修一
3番委員	吉清水 秀明	
5番委員	工藤 肇	
6番委員	武田 美紀	
7番委員	齊藤 文一郎	
8番委員	大森 泰英	
9番委員	齊藤 新一	
- 5 欠席委員 4番委員 新田 義修
- 6 説明のために会議に出席したもの

農業委員会事務局	局長	櫻田 光政
〃	総括主査	田村 範夫
〃	主査	海老澤 愛

開会時刻 平成29年10月20日 午前10時45分

議長 只今の出席委員は8名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。

なお、推進委員2名が現地調査報告のため、出席しております。

日程第1、議事録署名人並びに書記の指名についてお諮り致します。

本案件につきましては、会議規則第11条の規定により、当職よりご指名することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますのでご指名申し上げます。

議事録署名人につきましては、7番齊藤文一郎委員と8番大森泰英委員を指名します。

書記には、事務局の田村総括主査と海老澤主査を指名します。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしということでございますので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたしました。

日程第3、業務報告について事務局より報告させます。

櫻田事務局長 (第4回総会開催後の業務を報告する)

議長 議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に対する可否の決定についてを議題とします。

事務局より説明させます。

海老澤主査 今回の農地法第3条の許可申請は売買による権利の移動が1件となっております。それでは、整理番号1番について説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

(以降議案書朗読説明)

以上につきまして、補足説明いたします。

整理番号1番は、分散された農地を集積するための売買による所有権移転の許可申請になります。

以上につきましては、議案書5ページからの調査書に記載されているとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 今回の現地調査は、西村秋良農業委員、武田明推進委員及び金崎修一推進委員が行っております。
本案件の現地調査報告ですが、武田明推進委員にお願いします。

武田推進委員 それでは、私のほうから整理番号1番について、10月16日に現地調査を実施して来ましたので、ご報告申し上げます。
地は、広く農地として耕作されておりました。全部効率利用の関係については、事務局からの説明及び別添農地法第3条調査書にもございますとおり、譲受人の方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。
以上のことから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えられます。
以上で、議案第1号 整理番号1番の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 日程第5、議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

海老澤主査 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の案件は、所有権移転の案件が1件です。
それでは、整理番号1番を説明させていただきます。
議案書は8ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上について、補足説明させていただきます。
整理番号1番は、平成28年11月24日に開催された第30回総会で農地中間管理機構へ所有権移転が決定し、翌月20日開催された第31回総会において機構から譲受人に一時貸付することが決定した案件です。
今回は、一時貸付をしていた譲受人へ所有権移転を行うための申出で

す。

以上につきまして、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告については、金崎修一推進委員にお願いします。

金崎推進委員 それでは、私のほうから議案第2号、整理番号1番について、現地調査のご報告を申し上げます。

現地は、全体として広く農地として活用されておりました。

全部効率利用の関係及び地域との調和要件についてですが、事務局の説明及び、別添農用地利用集積計画調査書にもございますとおり、今回権利の設定を受ける方が権利を得ている農地は、全て耕作されているということで、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

以上で、議案第2号の調査報告とさせていただきます。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり、決定いたしました。

議長 日程第6、議案第3号、農地のあっせんについてを議題とします。事務局より説明させます。

海老澤主査 農地のあっせんについては、農地の貸し付けが1件でございます。議案資料は11ページをご覧ください。

(議案書朗読)

以上で説明を終わります。

議長 暫時休憩します。(11時08分)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。(11時15分)
これより、質疑に入ります。

西村農業委員 休憩中にお話ししたように申請地の現地調査の結果、現地はヨシなどが相当繁殖しており、貸す側の問題ではありますが、あっせんできる農地は、いつでも耕作できる状態でなければ、借受者にあっせんできないため、今回のあっせんの申出は受けることができないものと思います。

議長 ほかにありませんか。

(質疑なしと合わせて、西村委員に同意する声あり。)

議長 質疑を終了して採決に入ります。
議案第3号について、あっせんすることに決定してよろしいか、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手なし)

議長 挙手なしであります。
よって、議案第3号はあっせんしないことに決定いたしました。
日程第7、議案第4号、農地法の適用外証明に対する可否の決定についてを議題とします。
事務局より説明させます。

田村総括主査 議案第4号、農地法の適用外証明願いに対する可否の決定について説明します。議案書は13ページからです。

(議案書朗読)

以上につきまして、補足説明します。
適用外証明は、農地として利用されなくなってから、20年以上経過し、通常の耕作機械による農地への復旧が著しく困難である場合に農地法の適用以外の土地である旨の証明をすることができるものです。
今回の申請地は既に宅地状態となって38年経過しているものです。
以上で説明を終わります。

議長 本案件の現地調査報告は、武田明推進委員にお願いします。

武田推進委員 推進委員の武田です。議案第4号整理番号1について、10月16日に、西村農業委員、金崎推進委員及び事務局と現地を調査しましたので報告いたします。

申請地の位置は、滝沢市役所から南東へ約1.7キロメートルのところにあります。周囲の状況は東側を諸葛川、西側を東北自動車道に挟まれ、南北に農地が広がる1種農地と思われます。

現地は建物が建っており、昭和54年に、すでに亡くなっている父親が農作業小屋兼物置として、農家住宅の隣接するように建築したものと聞いております。

今回の申請理由は、農家分家住宅を建築する計画や今後の相続の計画

において、この土地が農地となっていることに気づき、今後、農地として効率的に利用できる見込みがないことから農地法の適用外証明を願い出たとのことです。

以上について調査の結果、日照について支障はなく、被害防除についても影響は少なく、問題はないものと見受けられました。

以上で報告を終わります。

議長 これより質疑に入ります。

(質疑なし)

議長 質疑を終了して採決に入ります。

議案第4号、農地法の適用外証明に対する可否の決定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、報告第1号、第2回農政小委員会及び第2回農地小委員会について、過日、両小委員会が合同で開催されました。

協議内容を踏まえ、両小委員会を代表して、西村秋良農地小委員会委員長より報告して頂きます。

西村農業委員 それでは、私のほうから合同で開催いたしました第2回農政小委員会・農地小委員会の結果を代表してご報告いたします。

議案書は16ページをご覧ください。

9月22日に農政小委員会委員及び農地小委員会委員19名と事務局職員で、農地あっせん再割り当てについてと、農地利用の最適化に関する活動について、協議いたしました。

農地あっせん再割り当てについては、原案のとおりとすることで承認されました。

農地利用の最適化に関する活動については、対象となる地区の農家組合長、多面的組合の代表、人・農地プランの代表など一地区あたり5、6人程度に集まってもらい、話し合いを進めるのが望ましいということになりました。話し合いの開催時期は、農作業が一段落する11月中旬以降がよいという意見が出されました。

以上で、第2回農政小委員会・農地小委員会の報告とします。

議長 日程第9、報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

海老澤主査 農地法第3条の3第1項の規定による確認事務について報告いたします。案件は4件です。議案書は18ページをご覧ください。

(議案書朗読)

海老澤主査 以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。以上で報告を終わります。

議長 日程第10、報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

田村総括主査 報告第3号、農地転用届出の確認事務報告について報告します。
議案書は20ページ、21ページをご覧ください。
案件は4条の届出が2件、5条の届出が2件です。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 報告第4号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について、事務局より報告させます。

田村総括主査 報告第4号、農地転用を伴わない農地の現状変更届出の確認事務報告について説明します。

(議案書朗読)

以上につきましては、添付書類も完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。
以上で報告を終わります。

議長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。
これをもって第4回滝沢市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 平成29年10月20日 午前11時40分

議 長 _____

会議録署名人 7 番委員 _____

会議録署名人 8 番委員 _____

これは原本である。

平成 29 年 10 月 20 日

滝沢市農業委員会会長 齊 藤 新 一